

# 福井県報

号外第45号

令和8年  
5月20日(水)

火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集掲載事項)

### 規 則

※福井県聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則（35・  
情報公開・法制課）…………… 2

### 教育委員会規則

※福井県教育委員会聴聞および弁明の機会に関する規則の一部を改正する規則（4  
・教育政策課）…………… 3

### 人事委員会規則

※福井県人事委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規  
則（15）…………… 4

### 企業管理規程

※福井県公営企業聴聞および弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程  
（3）…………… 5

# 規 則

福井県聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月20日

福井県知事 石田 嵩人

福井県規則第35号

福井県聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

福井県聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成6年福井県規則第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（主宰者の指名）</p> <p>第6条 知事は、法第15条第1項または条例第15条第1項の規定による通知を行う時（<u>法第15条第4項</u>または<u>条例第15条第4項</u>の規定による掲示を行う場合にあっては、当該掲示を行う時）までに法第19条第1項または条例第19条第1項の規定による主宰者の指名を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（弁明書の提出期限等の変更）</p> <p>第17条 法第30条または条例第28条の通知を受けた者（法第31条において準用する<u>法第15条第4項後段</u>または<u>条例第29条</u>において準用する<u>条例第15条第4項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「弁明当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下「弁明書の提出期限等」という。）の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（主宰者の指名）</p> <p>第6条 知事は、法第15条第1項または条例第15条第1項の規定による通知を行う時（<u>法第15条第3項</u>または<u>条例第15条第3項</u>の規定による掲示を行う場合にあっては、当該掲示を行う時）までに法第19条第1項または条例第19条第1項の規定による主宰者の指名を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（弁明書の提出期限等の変更）</p> <p>第17条 法第30条または条例第28条の通知を受けた者（法第31条において準用する<u>法第15条第3項後段</u>または<u>条例第29条</u>において準用する<u>条例第15条第3項後段</u>の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「弁明当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下「弁明書の提出期限等」という。）の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

# 教育委員会規則

福井県教育委員会聴聞および弁明の機会に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月20日

福井県教育委員会

福井県教育委員会規則第4号

福井県教育委員会聴聞および弁明の機会に関する規則の一部を改正する規則

福井県教育委員会聴聞および弁明の機会に関する規則（平成6年福井県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（主宰者の指名）</p> <p>第6条 教育委員会は、法第15条第1項または条例第15条第1項の規定による通知を行う時（<u>法第15条第4項または条例第15条第4項の規定による</u>掲示を行う場合にあつては、当該掲示を行う時）までに法第19条第1項または条例第19条第1項の規定による主宰者の指名を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（弁明書の提出期限等の変更）</p> <p>第17条 法第30条または条例第28条の通知を受けた者（法第31条において準用する法第15条第4項後段または条例第29条において準用する条例第<u>15条第4項後段の規定により当該通知が到達したもの</u>とみなされる者を含む。以下「弁明当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下「弁明書の提出期限等」という。）の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（主宰者の指名）</p> <p>第6条 教育委員会は、法第15条第1項または条例第15条第1項の規定による通知を行う時（<u>法第15条第3項または条例第15条第3項の規定による</u>掲示を行う場合にあつては、当該掲示を行う時）までに法第19条第1項または条例第19条第1項の規定による主宰者の指名を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（弁明書の提出期限等の変更）</p> <p>第17条 法第30条または条例第28条の通知を受けた者（法第31条において準用する法第15条第3項後段または条例第29条において準用する条例第<u>15条第3項後段の規定により当該通知が到達したもの</u>とみなされる者を含む。以下「弁明当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下「弁明書の提出期限等」という。）の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

# 人事委員会規則

福井県人事委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年5月20日

福井県人事委員会 委員長 和田 晋一

福井県人事委員会規則第15号

福井県人事委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則の一部を改正する規則

福井県人事委員会聴聞および弁明の機会の付与に関する規則（平成9年福井県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（主宰者の指名）</p> <p>第8条 人事委員会は、<u>法第15条第1項</u>の規定による通知を行う時（<u>法第15条第4項</u>の規定による掲示を行う場合にあつては、当該掲示を行う時）までに法第19条第1項の規定による主宰者の指名を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（弁明書の提出期限等の変更）</p> <p>第19条 法第30条の規定により通知を受けた者（法第31条において準用する<u>法第15条第4項後段</u>の規定により当該通知が到着したものとみなされる者を含む。以下「弁明当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、その理由を記載した書面により、人事委員会に対し、弁明書の提出期限等の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（主宰者の指名）</p> <p>第8条 人事委員会は、<u>法第15条第1項</u>の規定による通知を行う時（<u>法第15条第3項</u>の規定による掲示を行う場合にあつては、当該掲示を行う時）までに法第19条第1項の規定による主宰者の指名を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（弁明書の提出期限等の変更）</p> <p>第19条 法第30条の規定により通知を受けた者（法第31条において準用する<u>法第15条第3項後段</u>の規定により当該通知が到着したものとみなされる者を含む。以下「弁明当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、その理由を記載した書面により、人事委員会に対し、弁明書の提出期限等の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この規則は、令和8年5月21日から施行する。

# 企業管理規程

福井県公営企業聴聞および弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年5月20日

福井県知事 石田 嵩人

福井県企業管理規程第3号

福井県公営企業聴聞および弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程

福井県公営企業聴聞および弁明の機会の付与に関する規程の一部を改正する規程（平成6年福井県企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（主宰者の指名）</p> <p>第6条 管理者は、法第15条第1項または条例第15条第1項の規定による通知を行う時（<u>法第15条第4項または条例第15条第4項の規定による</u>掲示を行う場合にあっては、当該掲示を行う時）までに法第19条第1項または条例第19条第1項の規定による主宰者の指名を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（弁明書の提出期限等の変更）</p> <p>第17条 法第30条または条例第28条の通知を受けた者（法第31条において準用する<u>法第15条第4項後段または条例第29条において準用する条例第15条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む</u>。以下「弁明当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下「弁明書の提出期限等」という。）の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（主宰者の指名）</p> <p>第6条 管理者は、法第15条第1項または条例第15条第1項の規定による通知を行う時（<u>法第15条第3項または条例第15条第3項の規定による</u>掲示を行う場合にあっては、当該掲示を行う時）までに法第19条第1項または条例第19条第1項の規定による主宰者の指名を行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（弁明書の提出期限等の変更）</p> <p>第17条 法第30条または条例第28条の通知を受けた者（法第31条において準用する<u>法第15条第3項後段または条例第29条において準用する条例第15条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む</u>。以下「弁明当事者」という。）は、やむを得ない理由があるときは、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時。以下「弁明書の提出期限等」という。）の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>

附 則

この規程は、令和8年5月21日から施行する。

